

## 総 括 調 査 票

事案名	(54) 医薬品の調達方法等			調査対象 予 算 額	平成 26 年度 : 10,571 百万円 平成 25 年度 : 10,047 百万円		
所管	防衛省	組織	防衛本省	会計	一般会計	調査区分	共同調査
						取りまとめ財務局	(福岡財務支局)

### ①調査事案の概要

自衛官等の診療（私傷病）については、自衛隊の任務の特性から国が直接管理することとし、自衛官等に対する給付を自ら行うこととしているため、自衛隊には、部内医療機関として自衛隊病院、防衛医科大学校病院及び医務室（以下「医務室等」という。）を設置している。なお、専門医がない場合などは、部外病院へ診療委託を行っており、一般の保険医療機関の受診（3割の自己負担）ができることとなっている。

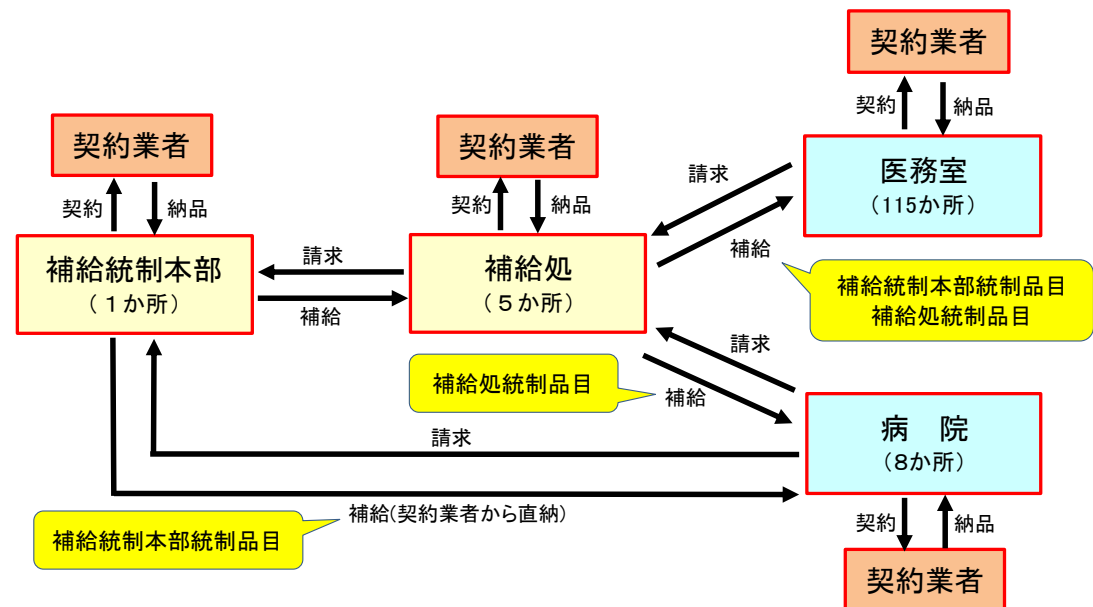
部内診療を行うためには、様々な効用の医薬品（医薬品材料を含む。）を準備しなければならないため、補給処（陸自 6 か所）、病院（陸自 8 か所、海自 5 か所、空自 3 か所、大学校 1 か所、計 17 か所）、医務室（陸自 115 か所、海自 18 か所、空自 25 か所、大学校 2 か所、計 160 か所）で、約 2 千品目（陸上自衛隊での調達品目数）の医薬品の調達を行い、治療が必要な自衛官等に投与・処方等を行っている。

（このほか、海上自衛隊の護衛艦等にも医務室を設置している。）

治療に必要な医薬品は、陸上自衛隊では、補給統制本部や各地の補給処（5 か所）で需給統制品目を定め、一括して調達・補給等を行い、需給統制品目以外は、医務室等において個別に調達を行っている。また、陸上自衛隊以外は、原則として医務室等において個別に調達を行っている。

なお、補給処や医務室等においては、多数の医薬品について調達等を行っているため、今回の調査では、医薬品、医薬品材料ごとに購入金額が多い上位 20 品目について、調査を実施した。

#### 陸上自衛隊における調達の流れ



# 総 括 調 査 票

事案名 (54) 医薬品の調達方法等

## ②調査の視点

1. 医薬品の調達業務は、経済的・効率的に行われているか。
2. 医薬品の在庫管理は、適切に行われているか。
3. ジェネリック医薬品の積極的な活用が図られているか。

## ③調査結果及びその分析

1. 陸上自衛隊においては、特定の医薬品について「有事・災害・国際貢献等における迅速な調達補給を容易にし、衛生支援の即応性の向上、恒常業務の効率化合理化及び、斉一な医療の提供を行う」ため、需給統制を行っている。海上自衛隊、航空自衛隊等の医務室等でも、同一品目・容量等の調達実績があるため、主要な医薬品について調達単価を比較したところ、「(表)調達単価比較」のとおり、陸上自衛隊の需給統制品の方が高額となっている事例が見られた。

陸上自衛隊の需給統制品が割高となっている理由については、入札結果であり一概には言えないが、陸上自衛隊での要因分析では、管理番号等を印字したラベルの貼付、各地の病院への直納などの入札条件により、コストが割り増しになっているものと考えているが、単価差が大きいことから、更に詳細な分析が必要であると認められる。

(表)調達単価比較

区分	海空等	
	か所数	比率(注)
薬A	18	91.9
薬B	11	95.1
薬C	11	80.8
薬D	8	84.8
薬E	7	91.0

(注)陸自の需給統制品を100とした場合の比率

2. 各医務室等とも、使用実績や使用見込みを踏まえて調達数量を決定し、消費期限が近くなった医薬品は他の機関等へ移管して在庫調整を行うなど適切な在庫管理を行っているとしているが、  
(1) 年間使用数量を超える期末在庫数量を保有していた医務室等・・・57か所 273品目  
(2) 廃棄処分していた医務室等・・・35か所 137品目 962箱(調査対象約29万箱の0.34%)という状況が発生していた。

医薬品は消耗品であるため、物品管理簿への記載は省略できることとされているが、各医務室等においては、独自で定めた様式や表計算ソフトを活用して調達数量や在庫の管理を行っている。しかし、記録項目や調達数量の見込み方法が統一されておらず、また、データの保存期限が異なるなど、統一的な事務処理が行われていなかった。

病院から小規模な医務室まで、品目数、数量など管理対象数に差があることに加え、それを管理する隊員数にも大幅に差があることから、すべてを統一することは困難であると思われるが、管理内容を規模別などで調整することにより、統一的な管理手法を作成することは可能であると考えられる。

3. ジェネリック医薬品については、各自衛隊においては積極的に取り組んでおり、陸上自衛隊補給統制本部においては、購入数量が多く、採用効果が大きいものから順次採用しており、25年度においても新たに9品目を採用し、36百万円の削減を図っていた。

ジェネリック医薬品に関する厚生労働省の新基準では、29年度の達成目標(実採用数量ベース)は60%となっている。24年度では、17病院のうち10病院がこの目標を達成しており、病院全体では59.8%となっていたが、医務室については、達成状況を把握していなかった。

## ④今後の改善点・検討の方向性

1. 医薬品の調達においては、納入業者の過度な負担となるような入札条件は価格に影響するため、調達補給業務の見直し等により可能な限り削減するなど、経済的・効率的な調達に努めるべきである。
2. 個々の医務室等において適切な管理が行えるように工夫した管理手法等を参考にし、規模別などの統一的な管理手法を規定するとともに研修等で周知徹底し、適切な在庫管理を行うべきである。
3. ジェネリック医薬品については、医務室においても新基準の達成状況を把握するとともに、処方を行う医官、院内の医薬品採用委員会等と調整し、更なる活用を図るべきである。